

平成三十年七月二十七日受領
答弁第四七八号

内閣衆質一九六第四七八号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員もとむら賢太郎君提出企画業務型裁量労働制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員もとむら賢太郎君提出企画業務型裁量労働制に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「企画業務型裁量労働制の範囲の拡大」及び「制度を濫用する」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。